

吸収分割に係る事後開示書面

(簡易吸収分割／略式吸収分割)

2026年5月1日

株式会社伊藤園

株式会社伊藤園ネオス

2026年5月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

東京都台東区浅草五丁目1番13号
株式会社伊藤園ネオス
代表取締役社長 貴志 望

株式会社伊藤園（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社伊藤園ネオス（以下「承継会社」といいます。）は、2026年3月2日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2026年5月1日を効力発生日として、分割会社の自動販売機事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年5月1日

2. 分割会社における事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本件分割において、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本件分割において、分割会社は承継会社に承継する債務について重疊的債務引受をしておりますので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施していません。

3. 承継会社における事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件分割において、承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本件分割において、承継会社は分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定の規定に基づき、2026年3月3日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件効力発生日である2026年5月1日をもって、本件契約に定める分割会社の自動販売機事業に関する資産、債務、契約上の地位及びその他の権利義務を承継しました。

なお、本件分割により承継会社が分割会社から承継した資産の額は、10,603百万円（概算）であり、負債の額は291百万円（概算）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年5月1日（予定）

6. その他重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上